

ハイライト:

- ・平成17年度税制改正答申が提出されました
- ・平成17年中は給料控除の各種金額が変わる予定です

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

| | |
|-------------------------------|---|
| ご挨拶 | 1 |
| 平成17年度税制改正 に関する 答申のポイント | 1 |
| 平成17年の給料に関 する改正事項 | 2 |

ご挨拶

12月の声を聞くと、なんだかせわしない気分になってまいります。今年も残すところわずかとなりましたが、皆様にとってよき1年であったでしょうか。今号では、先日提出された政府税調答申の概要及び来年からの給料に影響のある社会保険・源泉所得税等の改正について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦 (東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)



平成17年度税制改正に関する答申のポイント

11月25日、政府税制調査会は平成17年度税制改正に関する答申を小泉首相に提出しました。

内容としましては、「財政の健全化」に向け、増税が必須となる旨を具体的に訴えており、今後のあるべき税制改革の必要性を述べています。

個人課税に関するポイントは以下の通りです

1) 個人所得税

平成11年度税制改正において、当時の停滞した経済活動の回復を目的として導入された定率減税(20%の一律減税、最高25万円まで)を平成18年度までに廃止することが取り上げられています。また、個人住民税においては均等割の税率引き上げ、課税ベース拡大のための所得割の所得控除の見直し、65歳以上の者の非課税限度額制度(65歳以上の老年者は前年の合計所得が125万円以下の場合住民税は課税されない制度)の見直しが行われています。

2) 消費税

あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合うとされている消費税ですが、国民の理解を得る努力を払いつつ、税率を引き上げていくことがあげられています。将来消費税の水準が欧州諸国並みに2桁税率となった場合には、複数税率(ものによって消費税の税率を変えること)を導入することも検討課題としてあげられています。

3) 相続税

「より広い範囲に適切な税負担を求めるため、課税ベースの拡大に引き続き取り組むことが課題」として述べられているため、基礎控除額(5,000万円+1,000万円×相続人の数)の引き下げに関する論点がまた取り上げられる可能性が高いと思われます。

* 毎年話題にはあがっても、実際には改正にまで至らないゴルフ会員権の譲渡所得の取扱いですが、答申では特に明記されていません。現在は、他の所得との損益通算が認められる総合課税制度となっていますが、今年の税制改正で、急に土地建物等の譲渡損失について他所得との損益通算不可及び翌年以降への繰越処理不可が決まった経緯もあるので、要注意です。

ホームページもご覧下さい(改装しました)
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)



平成17年の給料に関する改正事項

平成17年は、1年間の中でいろいろな改正が相次ぎ行われる予定であり、そのため給与から控除される雇用保険料、社会保険料等も増加することが予想されます。

そこで今回はどのような改正がいつのタイミングで行われ、どれぐらいの金額的影響があるのか説明していくことにいたします。

1) 介護保険料の改正～平成17年3月分から(4月支給の給与控除分から)→保険料率はまだ未定です

介護保険料率は、介護給付にかかる費用負担の関係で毎年見直しされることになっています。新たな介護保険料率については、毎年3月分(4月支給の給与控除分)から適用されます。現在の介護保険料率は1000分の11.1を事業主と従業員で折半しています。現時点ではまだ新たな介護保険料率は決まっていますので上がるか下がるかはまだ未定です。

2) 雇用保険料の引き上げ～平成17年4月1日から

雇用保険料率は下図のように引き上げられます。

| | | 雇用保険料率 | 事業主負担 | 従業員負担 |
|---------|-------|-----------|-----------|--------|
| H17/3まで | 一般の事業 | 17.5/1000 | 10.5/1000 | 7/1000 |
| H17/4から | 一般の事業 | 19.5/1000 | 11.5/1000 | 8/1000 |

月給30万円の人の場合、H17/3までは、雇用保険料の月額 $30万円 \times 7/1000 = 2,100円$ ですが、H17/4からは $30万円 \times 8/1000 = 2,400円$ となり、月額で300円アップします。年額ですと3,600円の負担増ということになります。なお負担の増加とは関係ありませんが、H17/4からは、H17/3まで経過措置として認められていた「保険料額表を用いて計算する方法」は廃止され、すべて原則的な方法＝「賃金額に保険料率をかけて計算する方法」となります。

3) 老年者控除の廃止～平成17年1月から

所得税の老年者控除(65歳以上で合計所得が1,000万円以下の人について控除額50万円を上乗せする制度)が平成16年度をもって廃止されるため、老年者の方にとっては増税の影響となります。

4) 厚生年金保険料の引き上げ～平成17年9月分から(10月支給の給与控除分から)

平成17年度以降は毎年9月分から1,000分の3.54ずつ引き上げられますので、現在の1,000分の139.34から1,000分の142.88(従業員負担はその半分)となります。標準報酬月額30万円の人は月額20,901円から21,432円へと531円上がります。年間では6,372円の負担増となります。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。